

第2 土木部

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成13年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
土木部	監理課 道路課 交通安全対策課 河港課 建築課 住宅課 下水道管理課 下水道施設課 下水道建設課	平成13年4月1日から平成13年10月31日までに執行した事務および財務に関する事務の執行 平成13年11月1日から平成13年12月5日まで

(2) 監査の方法

平成13年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果)および第15項(組織および運営の合理化)の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等からそれぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。

また、130万円以下の工事請負費について、その工事の計画、契約方法、契約の履行、施工状況等につき現地監査を行なった。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務についてはおおむね適正に処理されていたが、別記のとおりその一部に改善を要する事項が認められる。

なお、当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

また、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 改善を要する事項

ア 工事請負契約を適正に処理すべきもの

同一地区で連続した工区の道路改良工事について、大部分を平成12年度に契約し、残る一部を平成13年度に追加工事として契約しているので、平成12年度工事の変更契約時に追加工事を含めた変更契約をすべきである。

(道路課)

イ 施工図面を適正に処理すべきもの

防護柵等の工事施工後、業者から提出された図面に基づき防護柵等の延長を実測したところ、防護柵の実測値が図面の数値より小さく、区画線の実測値が図面の数値より大きかったので、施工図面を適正に処理されたい。

(交通安全対策課)

ウ 市内出張命令を適正にすべきもの

監督員、検査員が現場に出向いた日の市内出張命令簿を検査すると、命令が

なされていないので、高松市職員服務規程を遵守されたい。
(交通安全対策課, 下水道建設課)

(5) 今回の監査で指摘した事項に対する措置内容等

ア 検査後速やかに支払すべきもの

(ア) 改善を要する事項

平成13年9月14日竣工の舗装道路修繕工事費を同年11月20日現在、支払っていない。工事の支払状況を的確に把握し、検査後速やかに支払ができるようにされたい。

(イ) 措置された内容

同工事費については請負業者より平成13年12月27日付けで請求があったので、平成14年1月10日付けで支払うよう措置した。
(道路課)

イ 市内出張命令を適正にすべきもの

(ア) 改善を要する事項

監督員、検査員が現場に出向いた日の市内出張命令簿を検査すると、命令がなされていないので、高松市職員服務規程を遵守されたい。

(イ) 措置された内容

監督員、検査員が現場に出向くときの市内出張命令については、平成13年12月5日および10日に課員に対して市内出張の都度必ず命令簿により所属長の命令を受けたのち現場に出向くよう周知、徹底し、当日より実施している。
(道路課, 河港課, 下水道管理課)

2 監査委員の意見

(1) 見積書等の提出先を改めるものについて

悪水路改修工事の見積書、課税・免税事業者届出書およびしゅん工届の提出先が、高松市長、市民病院事業高松市長および高松地区広域市町村圏振興事務組合管理者となっているものがある。これは現行システム上やむ得ないが、今後システム開発を行う上で提出先の表示について検討されたい。
(河港課)

(2) 設計書の変更について

工事の設計内容に変更が生じた場合において、軽微な変更と判断したものについては設計書の変更を行っていないものがあるが、軽微な変更であっても設計書の変更をされたい。
(住宅課, 下水道建設課)

(3) 住民に対する工事の事前説明について

緊急に取替えが必要となった工事である人孔蓋取替について、当初工事施工途中に関係住民の要望により同地区内で追加工事を別途発注しているが、当初工事と追加工事をあわせることにより、有利な契約ができた可能性がある。地元住民の要望に基づく工事は、事前説明を十分に行い、市に不利な契約にならないようにされたい。
(下水道管理課)

